

# ほうかつだより

安城市地域包括支援センターひがしばた 第40号  
住所:安城市東端町鴻ノ巣 72-2 電話:(0566)73-8210

## 令和7年度明祥地区地域ケア地区会議を開催しました

12月18日に明祥プラザにて「どうする!?車を手放した後の生活って?」~地域の資源を知り、活用方法を学ぶ~をテーマに46名の地域の方々(町内福祉委員、民生委員)専門職(医師、歯科医師、薬剤師、福祉関係者)に集まつていただきました。

今ある資源として社会福祉協議会より明祥地区の買い物支援の移動スーパーやお弁当、日用品、灯油の配達について。安城市都市計画課総合交通係からあんくるバスや碧南市のくるくるバス、西尾市のくるりんバスへの乗り継ぎについての説明がありました。包括からは要支援・要介護者・障害者手帳等保有者の方へのタクシー料金の助成、介護保険で利用できることについて説明をしました。

説明を聞いた後に資源を活用するために自分たちでできうことについて話し合いました。

### グループワークでは

あんくるバスやいろいろな路線を使って出かけてみようという意見や実際にツアーを組んで出かけた、町内で資源マップを作ろう等の意見がありました。

### 参加いただいた方からの声

意外と移動スーパーを利用されていると分かった。あんくるバスのスマホ検索を知った。などたくさん意見をいただきました。



### ご報告

11月8日の明祥プラザまつりで高齢者ひとり歩き声掛け訓練を行いました。道に迷っている認知症の高齢者の方にどのように声をかけるのをクイズ形式で行いお子様から高齢者まで44名の方に参加いただきました。

お子様からは自分でできない事があったら大人に助けを求めるべきことや声掛けするときにはおどろかせてはいけないことが分かった。などの意見をいただきました。

# 令和8年4月1日より自転車の交通反則通告制度(青切符)が施行されます

## 主な違反と反則金 (警察庁ホームページ自転車ルールブックより)

携帯電話使用等(保持) 12,000円

信号無視 6,000円

右側通行 6,000円

指定場所一時不停止 5,000円

無灯火運転 5,000円

傘さし運転(公安委員会順守事項違反) 5,000円 など



## 自転車安全利用五則 (令和4年11月1日交通対策本部決定より)

1. 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

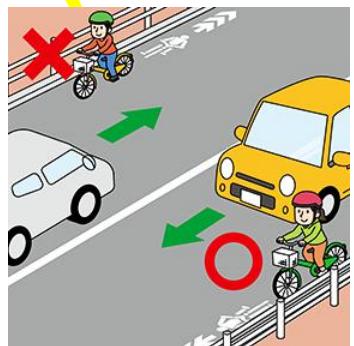
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3. 夜間はライトを点灯



4. 飲酒運転は禁止

5. ヘルメットを着用



※自転車は、車道の左側通行が原則であり、歩道は例外的に通行することができます。

歩道を通行できるのは、以下のとおりです。



- 標識や標示によって歩道を通行できるとされているとき
- 13歳未満、70歳以上の方又は車道通行に支障がある身体の不自由な人が運転するとき
- 車道又は交通の状況から見て、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき

## 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について

安城市では18歳以下、65歳以上の方のヘルメット購入費の一部の補助があります。令和7年4月1日以降に購入し安全認証を受けた新品のヘルメットが対象となります。申請期限は令和8年3月31日です。**予算の上限に達した場合、補助が終了します。**

安城市地域包括支援センターひがしばたは安城市的委託を受けた高齢者の相談窓口です。  
お気軽にご相談ください 営業時間 8時30分～17時30分

休業日 毎週日曜日、年末年始(12月31日～1月2日)

※来所相談される場合は不在にしているときもありますので、まずはお電話にてお問い合わせください。  
電話:(0566)73-8210